

「山梨県手数料条例の一部を改正する条例」の概要

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請等の規定の改正について

【法改正の概要】

- 住宅の新築等の際に、設計者から建築主に省エネ性能の適否について説明を義務付ける制度が創設され、併せて、設計者の負担軽減のために簡易な評価方法が追加された。

1. 簡易計算による簡易な評価方法の追加

- ・ 現行の、詳細な計算により性能基準への適合を評価する方法と、部位や設備ごとに仕様基準への適合を評価する方法に加え、各部位の省エネ性能に固定値を使用する簡易な計算により評価する方法が追加された。

【省エネ評価方法】

現行	性能基準	(作業量 大)
現行	仕様基準	(作業量 小)
追加	簡易な計算	(作業量 小)

※今回追加する簡易な計算による評価方法の申請手数料については、審査に伴う作業量が同等である仕様基準による評価方法と同額

2. 共同住宅の共用部分の計算を不要とする簡易な評価方法の追加

- ・ 省エネ性能への影響がほとんどない廊下等の共用部分について、計算を不要とする評価方法が追加された。

【手数料】の例

現行の評価方法	追加された評価方法								
共用部分の評価	共用部分の評価不要								
<table border="1"><tr><td>住戸 25戸</td><td>共用 300m²</td></tr><tr><td>24,000円</td><td>8,600円</td></tr></table>	住戸 25戸	共用 300m ²	24,000円	8,600円	<table border="1"><tr><td>住戸 25戸</td><td>共用 300m²</td></tr><tr><td>24,000円</td><td></td></tr></table>	住戸 25戸	共用 300m²	24,000円	
住戸 25戸	共用 300m ²								
24,000円	8,600円								
住戸 25戸	共用 300m²								
24,000円									
住戸と共用を合算 32,600円	住戸のみの金額 24,000円								

※現行の評価方法での申請も可